

「仙台市交流人口ビジネス活性化戦略」推進に係る 体験プログラム発信 Web システム構築・運用保守業務委託仕様書

1 業務の目的及び概要

交流人口の拡大と地域経済の活性化に向けて、本市の観光資源を活用した様々な体験プログラム等をデータベースとして登録し、検索から申込までを一体的に行うことができる、旅行者や旅行会社向けのプラットフォームとなる Web システムの構築及び運用保守を行うもの。

2 委託期間

契約日～平成 32 年 3 月 31 日まで

3 業務履行場所

発注者の指定する場所

4 業務内容

(1) Web システムの構築

- ・本市の観光資源を活用した様々な体験プログラムをデータベースとして登録し、検索から申込まで一体的に行うことができる Web システムを構築すること。
- ・ページ数やレイアウト、デザインについては、発注者と協議の上決定すること。
- ・データベースの構築にあたっては、利便性向上や、効率的な運用に資する形とすること。
- ・調達するサーバーについては、当該システムを継続的かつ安定的に公開するため、効率的かつ経済的な方法を受注者が提案し、発注者と協議のうえ決定する。ただしサーバーの導入にあたり必要となるドメインやライセンス等、及びそれらの取得のための手続きは受注者が行い、費用は委託料に含めるものとする。
- ・暗号化通信やウイルス対策等、セキュリティ面での対策を適切に講じること。
- ・スマートフォン、タブレットでの閲覧にも対応し、仙台市ウェブアクセシビリティガイドラインに準拠すること。

ア Web システム利用者（以降、「利用者」）の基本機能

- ・利用者の利便性を高めるため、充実した検索機能を備えるほか、会員機能やお気に入り機能、リピーターの増加や体験プログラムの品質向上につなげるためのレビュー機能、当システム内での申込受付を知らせるメール送信機能等を用意すること。
- ・事前申込が可能な体験プログラムについては、当システム上からも申込ができるようにすること（以降、「申込システム」という。）。申込にあたって、当システム内で体験プログラムの予約が完結するものではないことなどを規定する利用規約等も設定する

こと。

併せて、申込システムを使用しない体験プログラムについても、既存の申込・予約サイト等へのリンクや問い合わせ先等を表示すること。

イ 体験プログラム提供事業者（以降、「事業者」）の基本機能

- ・事業者としてシステムを利用するための事業者登録機能を備えること。登録にあたっては、Web システム管理者（以降、「管理者」という。）の承認を得るものとし、承認後に事業者の基本機能を使用できる権限を付与する。付与する権限は事業者が運用しやすい設定とすること。
- ・各事業者が提供する体験プログラムを登録できるようにすること。掲載にあたっては、当システム上の管理画面にて登録申請を行い、管理者による承認を得るものとする。
- ・各事業者はセキュリティの観点から当システム内で利用者情報を取得することができないため、体験プログラムの利用者をメールで送信する機能を設けること。
- ・事業者ごとに登録している体験プログラムの一覧やその利用状況、アクセス状況等を把握できるようにすること。

ウ 管理者の基本機能

- ・管理者は仙台観光国際協会に置く。
- ・Web システム全体の管理権限を設定すること。個人情報の閲覧可能範囲によって管理権限を 2 種類設定し、個人情報も含めて閲覧可能な管理権限により、個人情報が閲覧できない管理権限を複数発行できる仕組みとする。
- ・Web システムのページ別のアクセス状況（アクセス数、滞在時間等）等が把握可能となるようにすること。
- ・利用者や事業者、体験プログラムのメンテナンスを効率的に行うことができる機能（承認・廃止等を含む）を設けること。
- ・登録情報や利用状況等を CSV ファイル等で円滑に入出力できるようにすること。

エ その他の基本機能

①多言語対応

- ・Web システムは日本語、英語の 2 か国語に対応すること。将来的に、より多くの言語に対応することを想定して作成すること。ただし、管理者が操作する画面については日本語のみとする。
- ・言語切り替え時に当該言語に対応可能な体験プログラムのみを表示すること。
- ・外国語の解説文については日本語と比べ簡略なものとする。
- ・翻訳費用については、委託料に含めること。

②特集ページ

- ・委託期間内に 3 回以上特集ページを作成すること。作成にあたっては、時期や内容などを発注者と協議すること。

③コンテンツページ

- ・各種イベント情報やまちあるきのコース等の掲載も予定していることから、ページ作成に対応すること。

(2) 拡張性の提案

- ・将来の拡張性を考慮し、拡張に伴い仕様変更できる設計とすること。また、リピーターの増加や体験プログラムの継続的な品質向上に繋がる機能等、有効な活用法について委託料の範囲内で提案すること。
- ・体験プログラム料金の決済機能は今回の委託には含まないこととするが、将来的に機能を拡張する可能性があることを想定した設計とすること。

(3) 動作確認・保守・管理

- ・公開前に十分な動作確認を行うこと。
- ・動作確認にあたっては、あらかじめチェックリストを作成の上確認作業を行い、不具合が無いことを確認した上で納入すること。
- ・業務期間中にコンテンツ等に不具合が確認された場合は、速やかに対応すること。
- ・業務期間中に OS のアップデートが発生した場合は、必要に応じてこれに対応すること。また、使用するソフトウェアについても必要なセキュリティパッチの適用に対応すること。この際の手続き及び費用については、委託料に含めることとする。

(4) 操作マニュアルの作成

- ・本 Web システムの操作方法をまとめた操作マニュアルを作成すること。
- ・作成にあたり特に様式の定めはないが、初心者でも簡単に理解できるように作成すること。

(5) その他

- ・申込システムの本稼働時期は平成 32 年 2 月頃とする。それ以外の機能の本稼働時期は平成 31 年 10 月頃とし、体験プログラムや事業者などの情報登録は平成 31 年 8 月頃から行うこととする。ただし情報登録にあたっては CSV ファイル等により外部データを取り込む形とすることも妨げない。
- ・利用者がストレスなく使えるようユーザーインターフェイス (UI) に配慮した仕様とすること。
- ・既存の観光情報 Web サイトである「せんだい旅日和 (<http://www.sentabi.jp/>)」との適

- 切な役割分担のもと、利用者が円滑に双方へ移動できるよう配慮すること。
- ・業務スケジュールの策定にあたっては、発注者等による確認の期間を十分に設けること。
- ・平成 32 年 3 月 31 日までのサーバー費用、内容の修正や更新作業に要する費用は委託料に含めること。
- ・制作にあたり必要な資料は発注者等から提供できるものは提供する。
- ・Web システムの運用開始前に、事業者を対象とした説明会を発注者等主催で開催することも想定している。基本的な運営は発注者が行うが、受注者はこれに協力すること。

5 成果品

- ・成果品については以下の通りとする。

成果品	納期限	備考
○申込システム以外の機能に関する Web システム及び関連する設計書・マニュアル等 ○サーバー関係一式 (各種ライセンス申請やセキュリティ対策等、当該サーバー運用に必要な準備が実施済みであること)	平成 31 年 10 月頃	※稼働時期までに動作確認が円滑に実施できる時期に納品すること
○申込システムに関する Web システム及び関連する設計書・マニュアル等	平成 32 年 2 月頃	※稼働時期までに動作確認が円滑に実施できる時期に納品すること
○実施報告書	平成 32 年 3 月 31 日	

6 業務遂行上の留意点

(1) 素材の取扱い

- ・受注者及び発注者以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、予め著作権を有する者へ使用の確認及び加工の可否等について書面で確認を行うこと。その費用は全て委託料の中で賄うこと。
- ・著作権の許諾等については本契約終了後も効果を継続させること。
- ・著作権や著作者人格権に関して係争等が発生した場合は、受注者の費用により受注者が対応すること。

(2) 届出及び報告

受注者は、以下の事由が発生したときは、速やかに届出又は報告を行い、発注者の指示に従うこと。

- ・業務履行体制の変更をするとき
- ・業務履行に際して事故が発生したとき
- ・発注者から届出又は報告を求められたとき

(3) 打合せの実施

受注者は、業務の進捗状況及び課題等について市に報告を行い、また業務履行にあたっての調整または確認を行うため、随時打合せを実施する。

(4) 環境への配慮

受注者は業務の履行にあたり、「新・仙台市環境行動計画」の趣旨に鑑み、環境負荷の低減に配慮すること。

(5) その他

受注者は本業務遂行に当たり第三者へ損害を及ぼすおそれがある場合は、受注者の責任において損害の発生を防止するとともに、実際に損害を与えた場合には、受注者の責任及び負担において賠償すること。

7 著作権に関する事項

- ・受注者は、本業務での成果品に係る著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利をいう。以下同様）について、成果物の引渡時に仙台市に無償で譲渡すること。
- ・発注者は当該制作物の内容を受注者の承諾なしに自由に公表することができる。
- ・受注者は、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときはその改変に同意する。

8 個人情報の保護に関する事項

- ・本業務の実施にあたっては、仙台市個人情報保護条例（平成 16 年仙台市条例第 49 号）の趣旨に則り、業務委託契約書第 5 条及び「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守しなければならない。
- ・「4 業務内容」のうち個人情報を取り扱う作業については、個人情報保護責任者を定め、市の指定するところにより個人情報の保護及び情報セキュリティに関する研修を受講してから行うこととする。
- ・本業務は、個人情報保護の対策が適切かつ十分に取られているかを審査することを目的とする外部委託審査会の承認を得られない場合は、個人情報を取り扱う作業に関する契約を解除するものとする。

9 検査

- ・受注者は、本業務完了後、遅延なく発注者に対して業務完了届を提出すること。
- ・発注者は、業務完了届を受理したときは、その日から 10 日以内に業務完了の検査または成果物の検査をするものとする。

10 委託料の支払い

- ・受注者は、前条の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。
- ・発注者は、受注者から請求を受けた日から 30 日以内に業務委託料を支払うものとする。

11 業務に関する提案

受注者は、本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、第1項の目的を達成するためによりよい手法、技術またはアイデア等があるときは、市に対して積極的にこれを提案するものとする。

12 協議

本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合、その都度市と受注者との協議により決定するものとする。